

介護支援専門員資格の活用

介護相談所ファイブワークスの伊藤玄哉と申します。

いきなり誰だと思っ方も多いかと思いますが、現在静岡県介護支援専門員協会 IT 対策チームリーダーをしており、更新研修の際のオンライン研修を受けるにあたり、小一時間ほど受講生の皆様の前でお話をさせていただいております。浜松市介護支援専門員連絡協議会の皆様方には大変なご協力をいただきありがとうございます。コロナもまだまだ続き、今年もオンライン研修が続くと思いますが、皆様方にはより快適な研修を受けることができるようサポーター一同努力してまいります。



さて、私自身が何故このような仕事をしているか、簡単ですが説明させていただきます。

「A long time ago, in a galaxy far, far away…」

そんな昔ではありませんが、平成9年に静岡市内の新規老健の相談員としてこの業界に入りました。そして（なんだかんだあり）医療法人や社会福祉法人を経て令和元年に起業しました。

居宅介護支援事業所や介護事業所を営むことも考えましたが、【介護保険の外からの応援】を念頭に20年以上の実績を他法人と共有してより業務の効率化を図り、経営者も従業員もご利用者様もみな笑顔になれば、最高じゃないか…との思いでした。

しかし、皆様もご苦労されております様に、世界規模のコロナ流行に巻き込まれ、営業もままならず苦戦を強いられておりました。

静岡県介護支援専門員協会とは15年以上のお付き合いがあり、元々施設ケアマネの更新研修の講師をしており、令和4年までは専門Ⅱ課程の研修委員と家族支援の講師をしておりました。

コロナが流行してから、すぐにオンライン研修に切り替えましたが、協会の誰もがZoomやオンライン研修のノウハウが無かったので、仕事も少なくウロウロしていた自分に声がかかり、そこからは新しい事の挑戦ばかりでした。

元々、【介護保険の外からの応援】と考えていたので、今回のお話はもってこいでした。お陰様で沢山の仲間と知見に出会い、現在の仕事もやっと軌道に戻せてきております。

【介護保険の外からの応援】としてはどの様なことがあるか、いくつかご紹介させていただきます。

① 介護事業所へのコンサルタント、アドバイザー

やらなくてはいけない仕事…今更聞けない疑問…業務量が多い…対人関係が複雑…事業所の成績が良くない…職員不足による悪循環…などのコンサル、アドバイザー業務。

② 一般企業への産業ケアマネ

一般企業の介護離職ゼロを目指し、早期発見、早期相談を受けています。

③ 外国人技能実習生

「施設の雰囲気明るくなった」「最初はどうかと思ったが、導入して良かった」「日本人の介護職員の離職率が減った」などの声が聞かれます。

④ 静岡県福祉サービス第三者評価事業

ご利用者様は自らに相応しいより質の高い福祉サービスを求め、事業者は質の高いサービスを提供しなければご利用者様から選択されない状況が生まれております。

そして令和5年1月より当社で開発したグーグルマップを使用した

⑤介護事業所の検索サービス『ケアリス介護マップ』

を皆様方にご案内させていただきます。

一般的に検索サービスはたくさんありますが、全てが検索されなかったり、別のサイトに誘導されたりしますが、出来るだけ簡略化した分かりやすいサービスを心がけて開発いたしました。

ご用意していただくのは三つ。①スマホかタブレット、②Google マップのアプリ、そして③Google のアカウントです。スマホは普段ご自身で使っている個人のスマホでも会社のスマホでも構いません。Google マップのアプリは基本的にはインストールされているはずです。Google のアカウントは個人でも会社でも構いません。

以上3点ご用意できましたら下記のQRコードを読み取っていただくと、Google マップのマイマップに介護事業所一覧が表示されるようになります。

QRコードを読み取っていただいても当社の方には誰が読み取ったのかなどの個人情報は一切分からないですのでご安心ください。

一度QRコードを読み取っていただければ毎月の介護事業所の更新・廃止などの情報は当社が行いますのでマイマップを開けるたびに最新情報が表示されます。

もちろん無料で利用できますので是非新規事業所の開拓、ご利用者様宅からの距離、ご自身の圏域内でのデータの活用などにお使いください。

- ① Google マップの機能を使っている
- ② 個人でも会社のスマホ・タブレットで利用できる
- ③ ダウンロードを一回するだけで更新してくれる
- ④ QRコードで簡単に読み取れる
- ⑤ 閲覧者は全て無料で利用できる
- ⑥ ダウンロードだけなので個人情報は漏洩しない



浜松市（居宅系）



浜松市（在宅系）



浜松市（施設系）

このQRコードは誰でも無料で閲覧することが出来ます。

このサービスを利用することにより、ご利用者様宅からの検索もマップ上でお示しし易いですし、圏域内のサービスをマップ上で確認しやすいです。事業所が有料（税込11,000円/年）会員となれば、マップ上の自事業所にコメント（事業所アピール等）を書き込むことが自由ですので、空き情報などが簡単に確認することが出来るようになります。

是非、他ケアマネさんや事業所、ご利用者様、ご家族様で使っていただければ幸いです。

なお、ご不明な点などがありましたら、ご連絡ください。



各支部・包括の活動、紹介

西区支部

西区は8地区（庄内、和地、伊佐見、入野、篠原、神久呂、舞阪、雄踏）で構成されています。天竜区・北区に続き、3番目の面積を有しています。

西区の特徴として、舞阪町、雄踏町が以前は浜名郡だったことから、浜松医師会による多職種連携事業の他に、浜名医師会による多職種連携事業も年1回行われています。ケアマネ連絡協西区支部として年1回研修を開催しています。本年度は11月に地域包括支援センターとの共催という形で「予防ケアマネジメントについて」を行いました。

新型コロナウイルスの不安はありましたが、3年ぶりに集合研修という形で行い、40名の方々が参加下さいました。参加者からは、他事業所のケアマネジャーと久しぶりに会えた事を含め好評でした。オンラインの研修メリットもありますが、集合研修だからこその良さもあると事を改めて実感しました。今後も、ケアマネジャーの希望に沿いながら研修や情報提供に努めていきます。

居宅介護支援事業所 宇布見の里 大石 慶



西区地域包括支援センター

西区は8区で構成され、人口は約11万人です。その内65歳以上の高齢者は約3万人で、高齢化率は約28.8%です。志都呂・堀出前地区を中心に商業施設も集積し賑わっています。また、舘山寺温泉や弁天島温泉などの景勝地に恵まれ、動物園、フラワーパーク、浜名湖ガーデンパークといった観光施設も充実しており、農業・水産業も盛んな地域です。

高齢化率は、新興住宅地が約21%であるのに対し、昔ながらの住宅地では約35%と差が大きく、老々介護や認知介護の課題がある一方で、以前からの関係性を維持し互助の精神が継続されています。

西区は、サロンやシニアクラブ、家事ボランティア等についても比較的盛んな地域ですが、支える側の高齢化や人手不足が共通の課題となっています。

このような中で、今年度は西区3包括の主催で、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの期待に応え「各機関との連携と社会資源」をテーマとしZoomにてケアマネサロンを開催しました。その中で、包括やケアマネジャーの持っている「インフォーマルな社会資源」の情報を事前に包括で集約し資料としてまとめ直し参加者で共有しました。参加者からは、「社会資源も積極的に利用できたらと思う」「家事支援など地域により内容も金額も違うことを把握できた」と好評でした。

今後も地域のケアマネジャーをはじめ多職種連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援させていただきます。

地域包括支援センター和地 永田 加奈子
地域包括支援センター大平台 山下 寿美恵
地域包括支援センター雄踏 松下 泉

～地域包括支援センターの業務 Part2～

介護支援専門員からの相談内容とその対応

<相談件数> 市内 22 地域包括支援センター

	介護支援専門員への 支援指導件数	うち支援困難事例 対応件数	支援困難事例の 占める割合
令和 1 年	4,305 件	3,020 件	70.2%
令和 2 年	5,376 件	3,447 件	64.1%
令和 3 年	5,869 件	3,751 件	63.9%

* 地域包括支援センターの現在のシステムにおいて内容分類まではできていない状況です。
また支援困難事例に関しても明確な基準がないため、各包括の判断になっています。

<相談内容>

地域包括支援センターに入る相談内容を下記に列記しました。参考にしてください。

- ・ 8050 問題
- ・ 引きこもりの息子や娘や孫がいる
- ・ 虐待の疑いまたは虐待の事実がある
- ・ 精神疾患か認知症か分からない
- ・ 複合的課題を抱える世帯のケース
- ・ 介護者による金銭搾取がある
- ・ 施設入所申込みをしたが保証人がいないため、入所ができないと言われている
- ・ 身寄りがいない
- ・ 過度な要求をする利用者のこと
- ・ サービスを利用してくれない利用者について

<相談対応>

上記相談内容に対する対応について列記しました。

また、どこの機関と連携をとっているのか等、参考にしてください。

- ・ 同行訪問、後方支援
- ・ 障がい者相談支援センター、つながり、行政、民生委員等との連携
- ・ 地域ケア会議を開催し、課題を明確にし、役割分担をする
- ・ 医療機関との連携
- ・ 認知症初期集中支援にあげていく
- ・ 成年後見制度の活用
- ・ 弁護士、司法書士、行政書士等との連携



利用者様からしてみれば、一番地に近い位置いるのが介護支援専門員です。
困難事例などの対応は抱え込まず、地域包括支援センターとの連携をしましょう。

令和4年度 ケアプラン点検実施

ケアプラン点検は、浜松市介護給付適正化事業の一環として行われています。

当協会がケアプラン点検に関わる目的として、下記の3点がございます。

- ① よりその人らしい自立支援につながるケアプランの作成を行うため。
- ② 専門職としての判断根拠を明示したうえで「利用者の自立支援」に資するケアプランの作成ができるようになること。
- ③ ケアプラン点検を通して確認された、ケアマネジメントにおける課題について蓄積し、浜松市介護支援専門員連絡協議会における研修のテーマとしていく。

という3点の目的に沿ってかかわっております。

各区長寿保険課で、令和4年12月にケアプラン点検が実施されました。

当協会役員も、アドバイザーとして各区担当者と共に提出されたケアプラン等について確認を行いました。そこで気づいた点について伝えさせていただきます。

① 提出書類について

各区担当者より提出書類の案内があったと思いますが、提出書類が揃っていない方もおりましたので、提出前に再度確認をお願いします。

② 課題整理総括表について

課題整理総括表は任意の提出ですが、提出してくださった方もいらっしゃいました。徐々に活用され始めていると感じました。課題整理総括表は、情報収集した後のアセスメントを総合的にまとめるにあたりとても有意義なものですので、活用をお勧め致します。

③ サービス担当者会議の要点、サービス事業所への照会について

コロナ禍で、思うようにサービス担当者会議が開催できない現状ですが、それでも多くの方が開催されておりました。サービス事業所への照会に於いては、現状だけでなく、ケアプランの内容について問い合わせを記載し、回答を得ておくようお願い致します。

私たち介護支援専門員は、利用者・家族が住み慣れた地域でより良く生活できるよう利用者と共にケアプランを作成していますので、これからも、当協会としてケアプラン点検に関わる中で、利用者・家族の意向に沿ったケアプランを提案できるよう支援してまいります。

会員の皆様につきましては、取り上げてほしい研修やガイドブックへ掲載してほしい内容などご意見を頂ければと思います。

ワンポイントアドバイス ① 認定更新・区分変更申請時の主治医との連携について

申請代行を行うときに、意見書作成医師を記入しますが、前回記載医師から変更する場合や状態が変わって区分変更をする際、皆様は主治医とどのような連携をとっていますか？入院時に初回申請を行った場合、更新時には医師が変わる場合があります。その場合、意見書を記入して下さるかどうかの確認が必要です。本人・家族が受診時に問診表を持参しお願いすることも可能ですが、できない方もいらっしゃいます。その場合、主治医相談用FAXなどで依頼してみてもいかがでしょうか。また、区分変更時も、医師に状態を伝える目的も含め、主治医相談用FAXなどで意見書を依頼することも行ってみましょう。ガイドブックにも記載例が載せてありますので参照してください。

要望【1】

地域課題への対応や障害者総合支援法との併用によるケアマネジメント、複合課題を抱えた家族への多職種介入など、近年介護支援専門員に求められる役割は増加の一方である。他方で介護支援専門員の受験人数の減少、年齢や業務過多による退職などの課題が山積されている。介護支援専門員が専門性を持ち、利用者対応を行うことが出来るよう、単一サービス利用者や本人・家族の能力が高い方等について、セルフプラン作成支援の仕組みを整える必要があると考える。浜松市としても前向きに検討されたい。

<回答> セルフケアプランの作成については、利用者の心身の状態や日常生活上で困っている事項に基づき、利用したいサービスを確定し、どの事業者からどのサービスをいつ利用するのかを決めなくてはなりません。また、利用者本人・家族は介護支援専門員ほど知識を有していない場合が多いため、サービス事業者との調整、書類の書き方など手続きがスムーズに進まないケースが想定されます。以上のことから、セルフケアプラン作成について可能としつつ、積極的な導入は難しいと考えております。

要望【2】

令和6年に行われる浜松市の区割り編成について、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターの担当圏域や配置等居宅介護支援に関わる事柄について、早期の段階で情報提供をお願いしたい。

<回答> 区再編に伴い、居宅介護支援に関わる事柄についてはなるべく早く情報提供を行っていけるよう努めてまいります。

要望【3】

中山間地について、介護サービス事業所の不足、遠距離訪問・交通規制等の課題などが山積されている。これらの課題について、市独自の加算や居宅モニタリング回数の緩和など具体的な策を検討されたい。

<回答> 中山間地域の在宅介護サービスを確保するため、移動に係る経費相当分の補助や介護支援専門員更新研修費用の助成事業を行っております。また、今年度から、佐久間・水窪地区に居住する在宅要介護者に対して、居宅介護支援を行った場合に1月あたり5,000円を補助する制度を創設いたしました。今後も引き続き中山間地における支援施策について検討してまいります。なお、モニタリングの回数緩和については介護保険法令等の規定によるため、市独自では設定ができない状況になっております。

要望【4】

主治医の意見書にてターミナル期との診断があり、介護保険申請（新規又は区分変更）を行うも非該当となる方がいる。そのような場合は、介護支援専門員として認定調査表の確認もできない現状がある。本人、家族にとって残された時間で、適した支援を受けることが難しくなる状況となるため、ターミナル期である方の審査・判定においては、認定調査及び認定審査会においては十分な確認と判断をお願いしたい。

<回答> 認定調査は一次判定のために本人の現状を確認するものであることから、今後ADLが下がる可能性があるなど予測に基づいた調査を行うものではありません。ただし、調査の際に認定調査員に対して、介護で困っていることや利用したいサービスを具体的に伝えてもらうことで、調査票に記載され、主治医意見書とともに認定審査会において一次判定に反映されない特別な介護の手間について検討することができます。調査員に対しては、上記のことを考慮し、調査時には聴き取りを確実にを行うように研修等で伝えております。特にがん末患者についてはより一層丁寧に聴き取りをするよう、調査員に対して指導を行ってまいります。

要望【5】

新型コロナウイルスの感染まん延に伴い、入所施設に関してはクラスター予防の観点から抗原検査キットの無料配布が県より定期的に行われている。一方居宅介護支援事業所を含む在宅サービス事業所においては、浜松市介護保険課及び静岡県より抗原検査キットの配布を行っていただいた。市中の薬局等でも購入が厳しい状況となっており、今後の感染状況を踏まえ、事業継続及び在宅利用者を守る観点から、検査キット及び予防に係る物品等の現状調査と確保、配布など継続的に対応をお願いしたい。

<回答> 必要な支援について、国・県と協力をしながら対応に努めてまいります。

要望【6】

障がい者総合支援法の利用者が65歳に達しても円滑に介護保険申請をしていないケースが見られます。自立支援給付と介護給付とでは利用者側の意識、サービス内容、提供環境にも差異が見られます。個別の利用者に対する配慮は当然ですが、「介護保険優先」であることを再確認した上で、移行や併用に関する両担当課の連携が的確になされていることが前提となります。現場の運用においては、これに疑義を抱く場面も見られますので、両担当課の機能的な連携について、再度確認をお願いいたします。

<回答> 介護保険課と障害保健福祉課の連携はもとより、各区の長寿保険課と社会福祉課においても連携をとりながら業務にあたるよう努めてまいります。

要望【7】

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長発(令和3年3月31日老認発0331第5号)「居宅サービス計画書作成依頼(変更)届出書の様式について」等の一部改正について上記に基づく、浜松市における「居宅サービス計画書作成依頼(変更)届出書」(予防等含む)の書式変更並びに、「要介護認定等の資料提供に係る届出書」の運用見直しをお願いしたい。

<回答> 国の通知を受け、書式の変更及び運用の見直しを行ってまいります。

要望【8】

要介護認定における、調査項目の判定基準の変更周知について。区分変更申請を行うかどうかの判断にも関わってくるため、認定調査の判定基準が全国基準に合わせる等で変更になった場合は認定調査業務を受託していない介護支援専門員にも情報提供をいただきたい。特に認定調査業務を受託していない場合、判定基準変更情報が伝わってこない。

Ex. 判定基準変更の例…残薬が沢山あった場合、昨年までは「一部介助」が選択されていたが今年度からは残薬があってもその結果体調に影響が出なければ「介助されていない」が選択されている。

<回答> 毎年度当初に、要介護認定調査員新任研修を実施しておりますが、その場で調査項目における選択基準に関する情報提供も行っております。調査委託契約を締結済みの事業所に加えて、契約締結を検討中の事業所も参加可能とし、また、オンライン参加も可能としております。今後も、同様の形式で研修を行ってまいります。

※回答は、令和4年10月25日時点のものです。

浜松市における介護支援専門員数推移

		中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
R4, 4, 1	常勤	253	109	207	113	156	107	54	999
	非常勤	58	33	27	18	28	12	7	183
	計	311	142	234	131	184	119	61	1,182
R4, 10, 1	常勤	248	111	208	108	153	105	55	988
	非常勤	57	29	30	23	32	11	8	190
	計	305	140	238	131	185	116	63	1,178

居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・介護保険施設（密着特養含む）・特定施設入居者生活介護（密着含む）・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護（看小規模含む）

浜松市内居宅介護支援事業所における介護支援専門員数推移

		中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
R4, 4, 1	常勤	175	74	90	73	85	58	29	584
	非常勤	39	19	17	8	14	5	5	107
	計	214	93	107	81	99	63	34	691
R4, 10, 1	常勤	171	75	90	72	81	60	30	579
	非常勤	38	18	19	13	17	5	6	116
	計	209	93	109	85	98	65	36	695

要介護認定者数

	事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R4, 4, 1	2,298	5,531	4,677	11,999	5,959	5,086	4,465	2,554	42,569
R4, 10, 1	2,196	5,814	4,778	12,171	5,967	5,188	4,473	2,610	43,197

ワンポイントアドバイス ② 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について

軽度者で要件に該当せず利用対象外の福祉用具が必要となった場合、例外給付の申請を行うと思いますが、

- ① 福祉用具が必要となる疾病その他の原因を医師の意見(医学的な所見)に基づく判断と、
- ② サービス担当者会議等によりその必要性を検討し、福祉用具の貸与が必要と判断し、
- ③ 申請により市長の確認を受けた場合

に貸与が可能となります。

医師が必要と判断しても、サービス担当者会議(照会)は必ず行う必要があります。

また、すべての利用者が対象ではなく、

ア 頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者

イ 短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当する事が確実に見込まれる者

ウ 医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断ができる者

とされています。

今一度、浜松市から出している「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付を認める場合における事務取扱要領」を確認してみてください。ガイドブックにも記載してあります。

令和4年度第2回

浜松市介護支援専門員連絡協議会研修報告

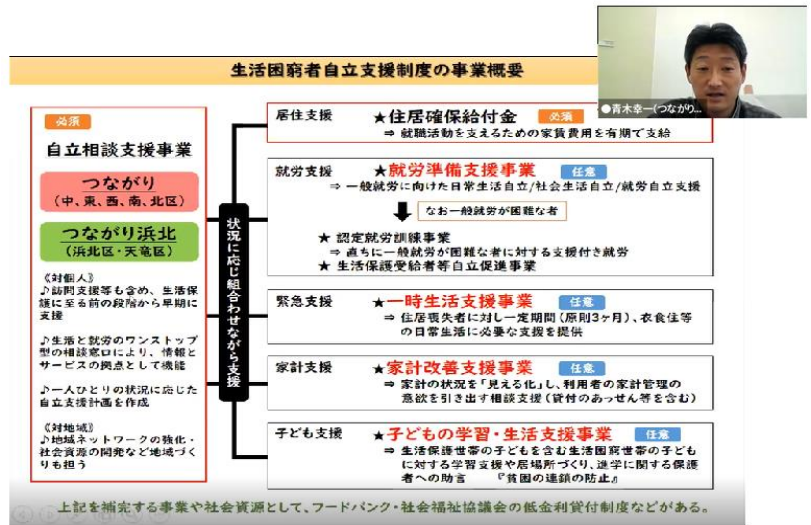
令和4年12月19日（月）に「多職種連携について」、Zoomで研修を開催し、101人の参加がありました。

内容は①浜松市生活自立支援センターつながり浜北の紹介②浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センターの紹介③多職種連携事例の紹介④グループワークによる意見交換を行いました。

私たち介護支援専門員が抱えるケースには複合的な課題を抱えるケースが少なくありません。世帯丸ごと支援していかないといけないケースも増えてきているのが実状です。

今回の研修を通し、他機関とつながることで課題解決の道筋ができていくことや支援する中でどの機関につなげるとよいか、機関についての情報を得ることの必要性を学びました。また事例を聞き、1つの機関だけでは解決できないことも多職種連携により解決の糸口が見つかり前に進めることを実感した研修会でした。

今後、業務の中で他機関と困り感を共有し、役割分担し、連携しあえる関係性を作っていきたいと思います。



～編集後記～

2022年FIFAワールドカップ開催がありました。強豪と言われるドイツ・スペインから勝利を得て、日本中が「ブラボー」でわきあがりましたね。そして、日本人女性の主審審判員が史上初めて大会に参加したそうです。

2022年は、コロナ禍でも対面での研修を開催する事もあり、顔なじみの顔ぶれが見られて嬉しかったです。

2023年の兎年は「飛躍」や「向上」の年の意味があるそうです。今までの数年間から「飛躍」し、私たちの生活が大きく「向上」する年になって欲しいものです。



ケアマネの部屋N.32号はいかがでしたでしょうか。ご意見やご要望がございましたら事務局までお寄せください。（介護保険課 F A X 053-450-0084）

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。



【広報委員会】（副会長）加藤千重子（西区）色山さゆり（南区）大迫睦（北区）佐藤祐子（浜北区）澤木かおり（天竜区）鈴木加奈子（中区）松井健（東区）若子有理